

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。桜の便りが届く季節になりました。福岡では今週末に満開を迎えそうです。今回は「令和5年度税制改正大綱」より資産課税の改正内容の一部についてご紹介いたします。

令和5年度税制改正大綱（相続税・贈与税関係）

暦年課税における相続前の加算の見直し

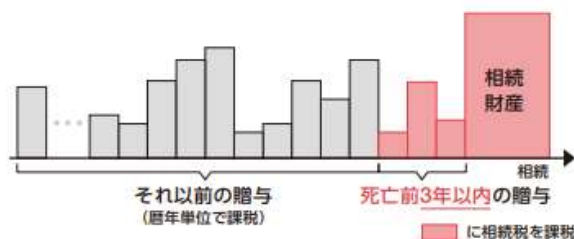
生前贈与加算の対象期間が3年から7年に延長

相続開始前3年以内の相続人（≒相続又は遺贈により財産を取得した者）に対する贈与は、相続財産に持ち戻して相続税を計算しますが、その対象期間が3年から7年に延長されることになりました。

緩和措置として、相続開始3年以内に贈与により取得した財産以外（相続開始前4年から7年の間の贈与）については、相続税の計算において、当該財産の価額の合計額から100万円を控除する措置が取られます。

なお、生前贈与加算の対象者に変更はありませんので、遺産を相続する相続人以外（子の配偶者や孫等）に対する贈与は生前贈与加算の対象にはなりません。

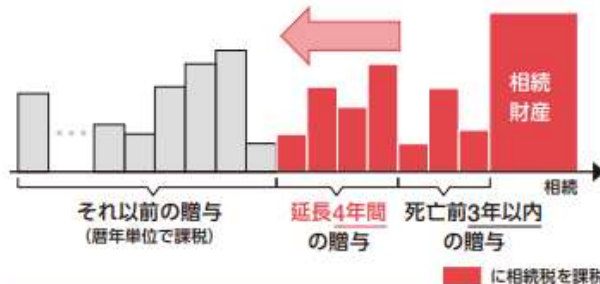
<<現行>>



○暦年ごとに贈与額に対し累進税率を適用。
基礎控除110万円。

○ただし、相続時には、死亡前3年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除）。

<<改正案>>



- ・加算期間を7年間に延長
- ・延長4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しない

※上記見直しは、令和6年1月1日以降に受けた贈与について課税されます。

(出典：財務省「令和5年度税制改正(案)のポイント」(令和5年2月))

近年、相続税と贈与税の一体課税が本格的に検討されておりますが、その流れに沿う改正内容です。近い将来、相続の発生が見込まれますと、相続税対策のために駆け込みの生前贈与が行われます。その捕捉期間が3年から7年に延長されることで、今後、相続間際の生前贈与による節税は難しくなることが見込まれます。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350